

3

分野別都市づくり方針

Contents

3-1 分野別都市づくり方針の内容	16
3-2 土地利用の方針	17
3-3 道路・交通体系の方針	21
3-4 公園・緑地・環境の方針	25
3-5 都市防災の方針	29
3-6 生活環境の方針	33
3-7 都市景観形成の方針	36

3 分野別都市づくり方針

3-1 分野別都市づくり方針の内容

分野	都市づくり方針	
土地利用の方針	(1)都市的土地利用	①住宅地区 ②商業・業務地区 ③公益・文教系施設地区 ④工業・物流業務地区 ⑤生産緑地地区
	(2)自然的土地利用	①農業地区 ②自然環境保全・活用地区 ③崖地・斜面林及び午王山遺跡
道路・交通体系の方針	(1)幹線道路	①広域幹線道路 ②都市幹線道路 ③地区幹線道路
	(2)生活道路	①主要生活道路 ②その他の生活道路
	(3)公共交通	①地域公共交通の維持・充実 ②新たな交通サービスの創出 ③ラストワンマイルの導入 ④外環上部丸山台地区の活用
公園・緑地・環境の方針	(1)公園	①拠点的な公園 ②計画的な公園・緑地の整備 ③魅力ある公園の管理・運営
	(2)緑地・湧水地	①緑地の保全推進 ②湧水地の保全推進
	(3)河川	
	(4)農地	①農地の保全 ②生産緑地の追加指定
	(5)環境負荷の少ないまちづくり	①みどり豊かなまちづくり ②水循環の推進 ③温室効果ガスの排出削減と再生可能エネルギーの活用促進
都市防災の方針	(1)災害時の都市機能確保	①避難路の整備 ②緊急避難路 ③避難場所の整備 ④防災機能の向上 ⑤災害に対する備えの意識 ⑥新たな生活様式に対応した避難所の運営
	(2)災害に強いまちづくり	①災害危険度が高い地域の改善 ②駅北口周辺の防災性向上 ③急傾斜地安全対策 ④オープンスペースの確保 ⑤延焼遮断帯の整備・保全
	(3)水害に強いまちづくり	①河川施設、内水予防施設の整備 ②保水機能の保全
	(4)復興まちづくりの事前準備	
生活環境の方針	(1)公共下水道	①雨水 ②汚水
	(2)生活関連施設	①生活支援施設 ②教育施設 ③ごみ広域処理施設
	(3)空き家対策	
都市景観形成の方針	(1)和光らしい個性ある景観形成	①まちなみの形成 ②景観拠点の形成 ③景観軸の形成
	(2)魅力ある都市景観の形成に向けて	

3-2 土地利用の方針

《目標との関係性》

①安全・安心

②生活

③移動

④経済

⑤デジタル技術

(1) 都市的土地利用

<基本的な考え方>

暮らしの場、にぎわいの場、働く場など、本市における様々な都市活動の場となる市街地において適切な土地利用を推進し、特色のある良好な市街地の形成を図ります。

市街地の形成に当たっては、地区の実状や特性に合った事業手法や制度の活用を推進します。

① 住宅地区

●複合住宅地区

和光市駅周辺は、良好な中高層住宅の立地を誘導し、住宅及び商業業務などの都市機能が複合した利便性の高い都市型住宅地を形成します。

老朽化が進んでいる住宅団地においては、建物・敷地の有効活用や多様な機能の導入など、「持続」と「自立」の実現に向けた団地再生に取り組み、生涯住み続けたいと思える魅力的な住宅地を形成します。

●一般住宅地区

一般住宅地区では、地区計画などの制度の活用により、ゆとりある敷地など良好な住環境の創出を図り、「住みたいまち」と思えるような住宅地を形成します。

市域北部一帯は、起伏に富んだ地形や屋敷林・生産緑地などの武蔵野の面影が残る恵まれた環境を生かし、戸建住宅や中低層住宅を中心としたみどり豊かな住宅地を形成します。

市域南部一帯は、営農環境と調和した良好な住環境を有する住宅地を形成します。

都営地下鉄大江戸線の延伸計画を踏まえ、新駅となる(仮称)大泉町駅に近接する南一丁目では、新駅設置の効果を十分に生かしたまちづくりを検討します。

白子川沿いは、斜面緑地や湧水地などの自然環境の保全を図りながら、白子宿の歴史的雰囲気を生かし、戸建住宅や中低層住宅を中心としたうるおいある住宅地を形成します。

●長期未着手土地区画整理区域

市街地の整備が長期にわたって未着手となっている地区においては、地区住民の意向などを踏まえるとともに、市民と事業者の協力も得ながら、整備手法の見直しを含めた新たなまちづくりを推進していきます。

② 商業・業務地区

● 駅北口商業業務地区

駅北口商業業務地区は、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行により、都市基盤及び交通施設の整備と商業・業務・居住などの機能の立地誘導を図り安全性と拠点性を高めるとともに、にぎわい・活気のある魅力的なまちなか空間を創出します。

● 駅南口商業業務地区

駅南口商業業務地区は、土地の高度利用を推進し、商業業務機能の誘導を図るとともに、魅力的な商業環境を形成し、活性化を図ります。

● 沿道商業業務地区

市の骨格的な道路網を構成する国道254号及び主要地方道練馬川口線沿いは、沿道商業業務施設などの利便を増進し、交通条件を生かした都市機能の導入を図るとともに、後背住宅地環境を保全する緩衝帯の形成を図ります。

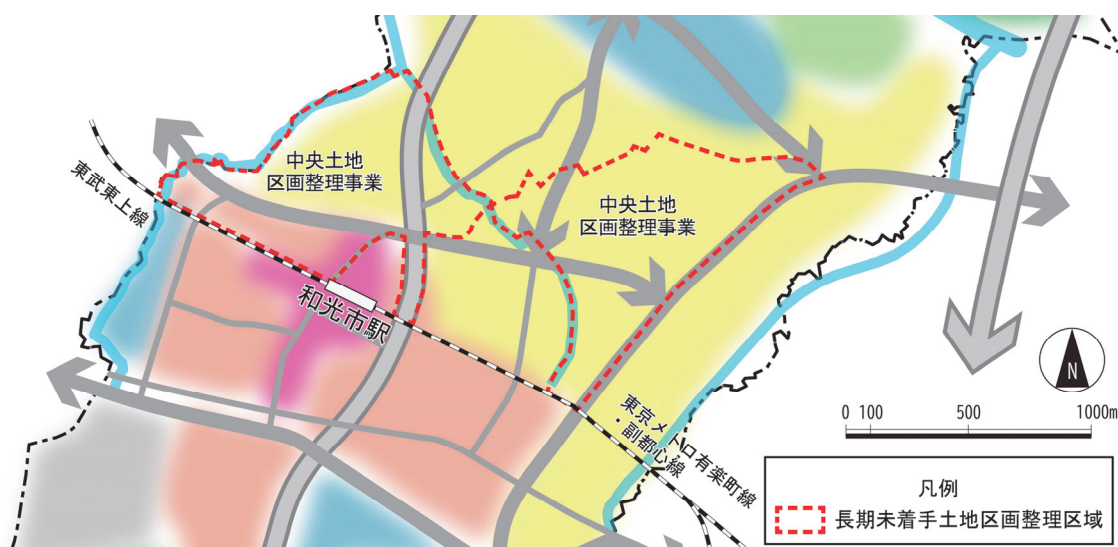
③ 公益・文教系施設地区

大規模な公的機関や学校などがまとまって立地する地区は、ゆとりある敷地規模を生かした豊かで面的な緑化を誘導し、市街地環境の向上を図ります。

市庁舎及び周辺公共施設の低未利用スペースの活用などにより、居心地の良い新たな交流・にぎわい空間を創出します。

コラム ～長期未着手土地区画整理事業～

和光市駅北側地域は、昭和45(1970)年に中央土地区画整理事業として、142haが都市計画決定されています。そのうち、平成4(1992)年に中央第二谷中地区(約25.5ha)が事業を開始し、平成20(2008)年には和光市駅北口地区(約11.3ha)が事業を開始しています。しかし、残る約105.2haについては今日まで未着手の状態となっております。そのため、地域の状況及び課題を整理し、住環境の向上について整備手法の見直しを含めた新たなまちづくりの推進を図っています。



④ 工業・物流業務地区

●本町地区・中央地区

周辺環境と調和した現在の土地利用を維持します。

●広沢・南地区

先端的な研究開発を推進するための施設の土地利用を維持しつつ、更新します。

●和光北インターチェンジ周辺

和光北インターチェンジ周辺では、東京外かく環状道路の整備や国道 254 号バイパスの延伸により飛躍的に高まる交通利便性を生かし、新倉パーキングエリアの拡張に合わせた地域振興拠点の整備など地域活性化に向けた取組の推進、また土地区画整理事業による環境・情報分野などの新産業や物流関連施設、店舗などの沿道サービス施設の立地を推進します。

また、周辺の住環境などに配慮した適切な土地利用を進めるためのまちづくりを推進します。

⑤ 生産緑地地区

市内に多く点在する生産緑地は、都市の構成要素として都市計画に位置づけられたことを踏まえ、営農状況や地権者意向などを勘案しながら、保全かつ創出活用を展開していきます。

(2) 自然的土地利用

<基本的な考え方>

農地や自然地などは、本市が有する特色ある地域資源として、保全を図りながら市民の交流の場、憩いの場、学び・体験の場などとして活用していきます。

① 農業地区

荒川沿いの低地部に広がる優良な農地は、農地の集約化など様々な取組により営農環境の保全を図るとともに、市民農園などとして活用し、憩いの場を形成します。

② 自然環境保全・活用地区

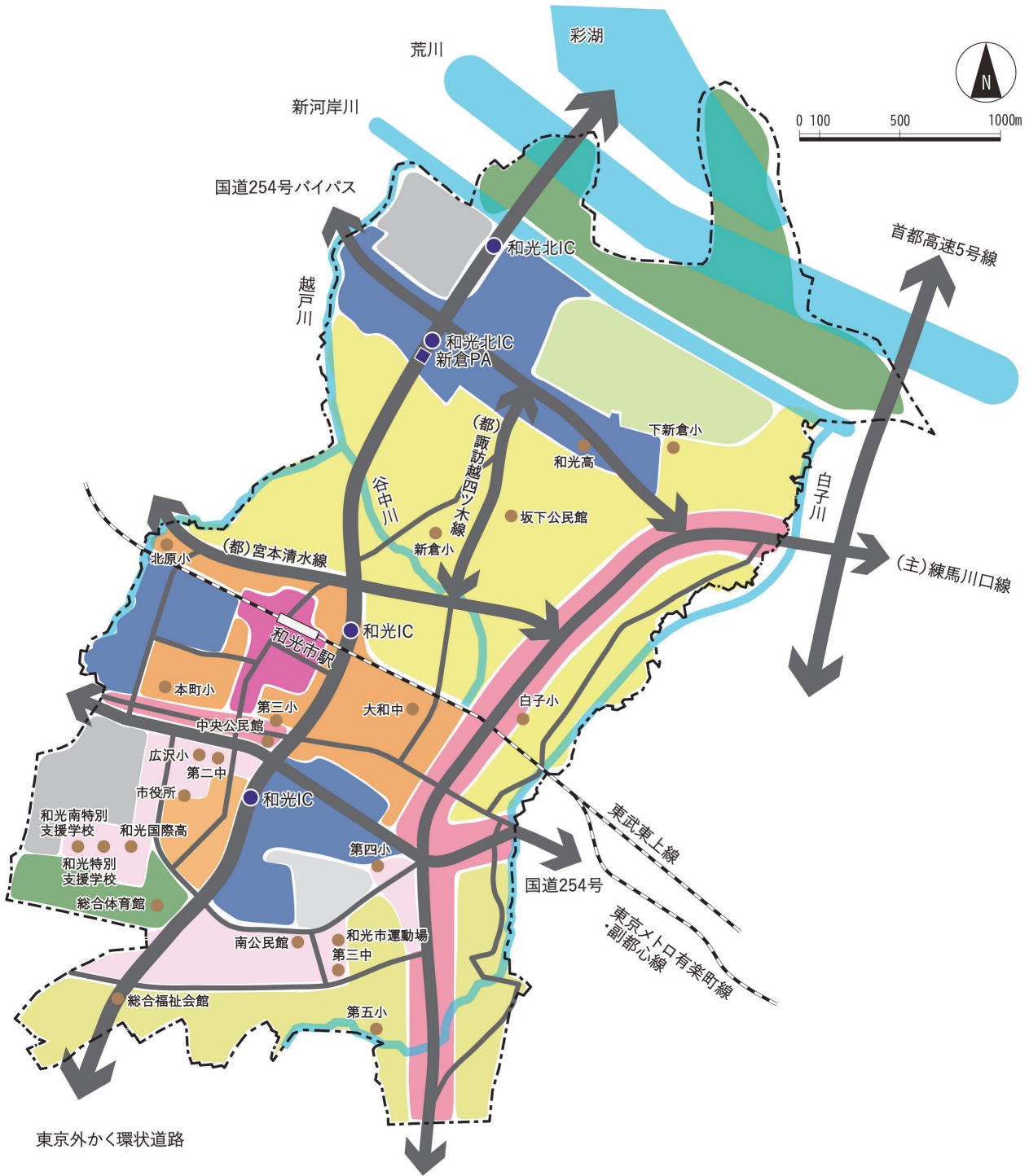
荒川河川敷や和光樹林公園などの自然地や公園は、みどり・うるおいのある場として保全するとともに、市民の交流の場・憩いの場・健康増進の場などとして活用します。

③ 崖地・斜面林及び午王山遺跡

本市の特徴である崖地や斜面林は、安全対策と貴重な緑地空間としての保全策とのバランスを考慮した上で、地域のまちづくりに生かしていきます。

国指定史跡の午王山遺跡については、本市の特色の一つであり生活に身近な緑地空間として保全を図るとともに、史跡整備を通じて市民や周辺住民の憩いの場や学び・体験の場などとして活用します。

《土地利用方針図》



凡例		
	複合住宅地区	
	一般住宅地区	
	その他公共用地等	
	工業・物流業務地区	
	駅北口商業業務地区 駅南口商業業務地区	
	沿道商業業務地区	
	公益・文教系施設地区	
	農業地区	
	自然環境保全・活用地区	

※(都):都市計画道路
(主):主要地方道

図 3-1 土地利用方針図

3-3 道路・交通体系の方針

《目標との関係性》

①安全・安心

②生活

③移動

④経済

⑤デジタル技術

(1) 幹線道路

<基本的な考え方>

生活や交流など、様々な都市活動を支える幹線道路については、道路の段階構成に応じた交通機能のほか、環境保全や防災対策などの空間機能、適切な土地利用の誘導や生活空間を創出する市街地形成機能など、道路の多面的な機能が発揮されるよう、計画的な整備や維持管理を図ります。

整備に当たっては、高齢者や障がい者にもやさしい歩道幅員の確保やバリアフリー化を積極的に推進するとともに、良好な道路景観の形成に努めます。

① 広域幹線道路

広域幹線道路は、主に東京外かく環状道路が機能を担い、沿道環境の保全を図ります。

② 都市幹線道路

都市幹線道路は、国道 254 号、国道 254 号バイパス、主要地方道練馬川口線、都市計画道路宮本清水線、都市計画道路諏訪越四ツ木線の一部が機能を担い、周辺都市と本市を結ぶ主要道路として円滑な交通流動を確保します。また、国道 254 号バイパスの延伸について、関係機関との協議を進め、早期整備の実現に努めます。

整備が長期にわたって未着手となっている都市計画道路については、道路の必要性や整備優先度について再検証などを行っていきます。

③ 地区幹線道路

地区幹線道路は、市内の円滑な移動を支える主要な道路として、良好な道路景観の形成と、歩行者・自転車の安全性の確保を図ります。

(2) 生活道路

<基本的な考え方>

生活道路は、自動車による移動のほか、歩行者・自転車の移動の安全性に配慮した道路として整備や維持管理を図ります。また、道路構造に応じコミュニティ道路として整備を進め、歩行者・自転車に安全で快適な道路環境を創出します。特に、交通弱者の安全が確保できるよう、バリアフリー化などの取組を推進します。

特に、狭あい道路においては、移動の安全性に加え、消防・救急活動の円滑化や災害時における復旧活動の円滑化などの観点から、地域住民の理解と協力を得て拡幅などの整備を推進します。

① 主要生活道路

幹線道路に連絡するとともに、主要な生活利便施設や公園、住宅地などをネットワークする主要生活道路は、歩行者と自転車・自動車の分離に努めるとともに、適切な維持管理を図ります。

② その他の生活道路

その他の生活道路は、歩行者と自転車・自動車が共存する道路として、地域の実状に応じた整備や維持管理を図ります。

(3) 公共交通

<基本的な考え方>

誰もが安心・便利・快適に利用できる公共交通環境を創出するため、多様な交通サービスの有機的な連携などの取組を推進します。

① 地域公共交通の維持・充実

市民や交通事業者などの関係者との連携により、快適で利便性の高い地域公共交通（地域にとって望ましい公共交通ネットワークの姿）の充実を図ります。

② 新たな交通サービスの創出

公共交通の充実のため、自動運転車両などによる新たなモビリティの導入について検討・推進します。

また、既存の路線バスや循環バスとシェアサイクルなどの各種移動手段と自動運転サービスの組み合わせ、最適化を図る交通サービスを検討・導入し、すべての市民の移動の自由の確保を目指します。

③ ラストワンマイルの導入

出発点や終着点から最寄りの駅やバス停までの移動手段として、シェアサイクルやマイクロモビリティなどの導入を促進します。

④ 外環上部丸山台地区の活用

外環上部丸山台地区については、周辺状況などを踏まえ、交通結節機能の導入など有効利用方策の検討を行います。

《道路・交通体系方針図》

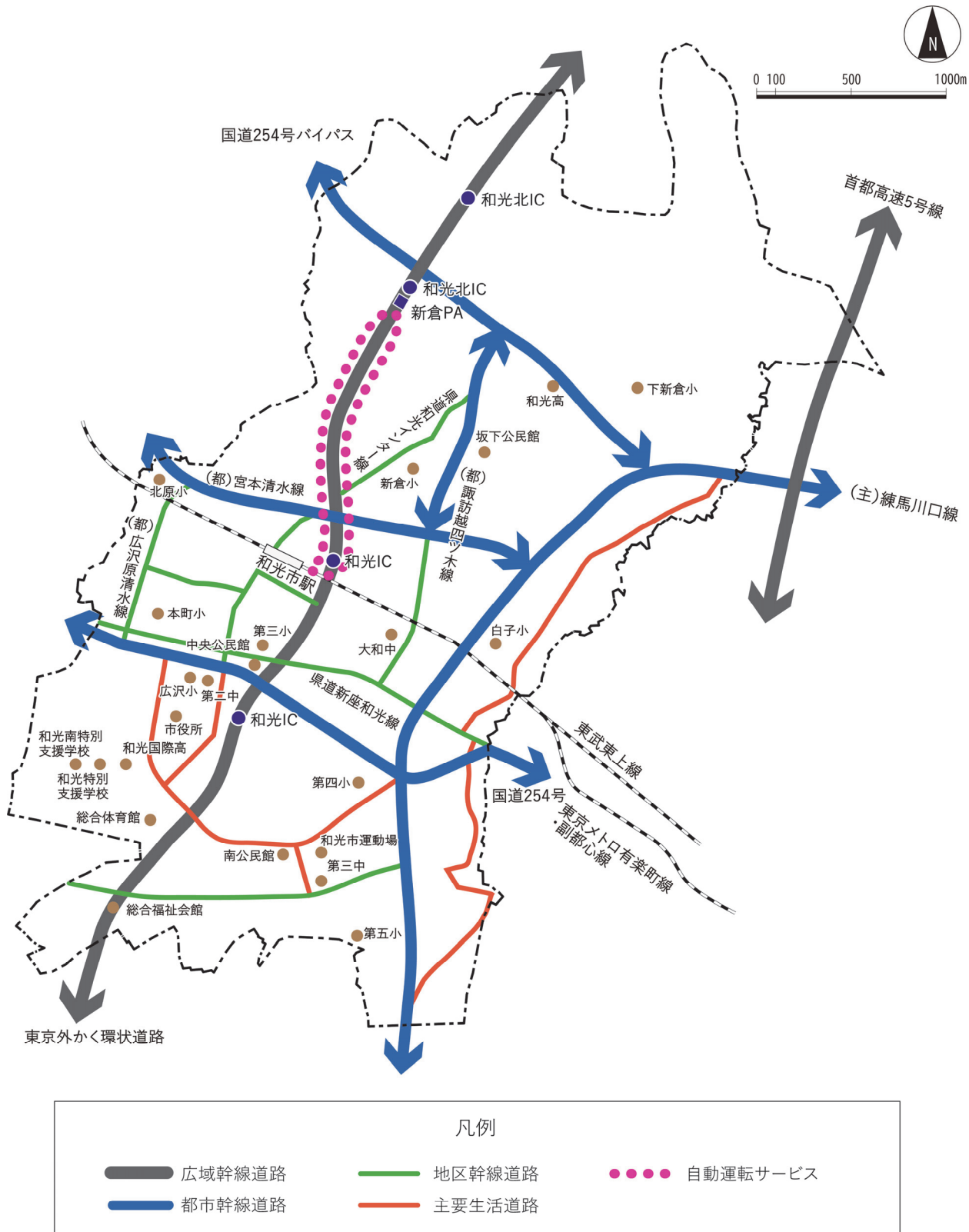


図 3-2 道路・交通体系方針図

1 都市計画マスタープランの目的と位置づけ

2 都市ビジョン(まちづくりの基本理念)

3 分野別都市づくり方針

4 地域別構想

5 まちづくりの実現に向けて

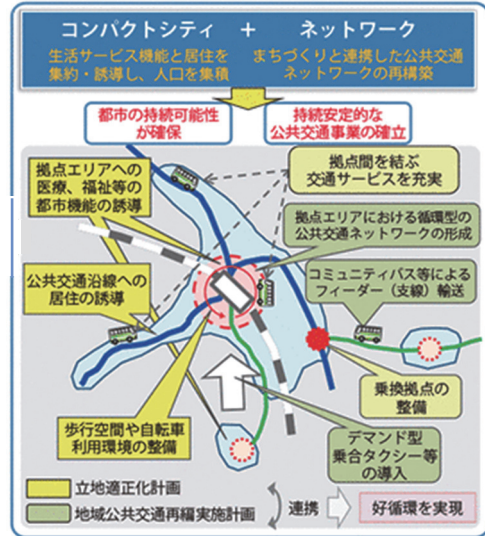
6 参考資料

コラム ～コンパクト・プラス・ネットワーク～

高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において、持続可能な都市経営を可能とすることが、まちづくりの大きな課題となっています。

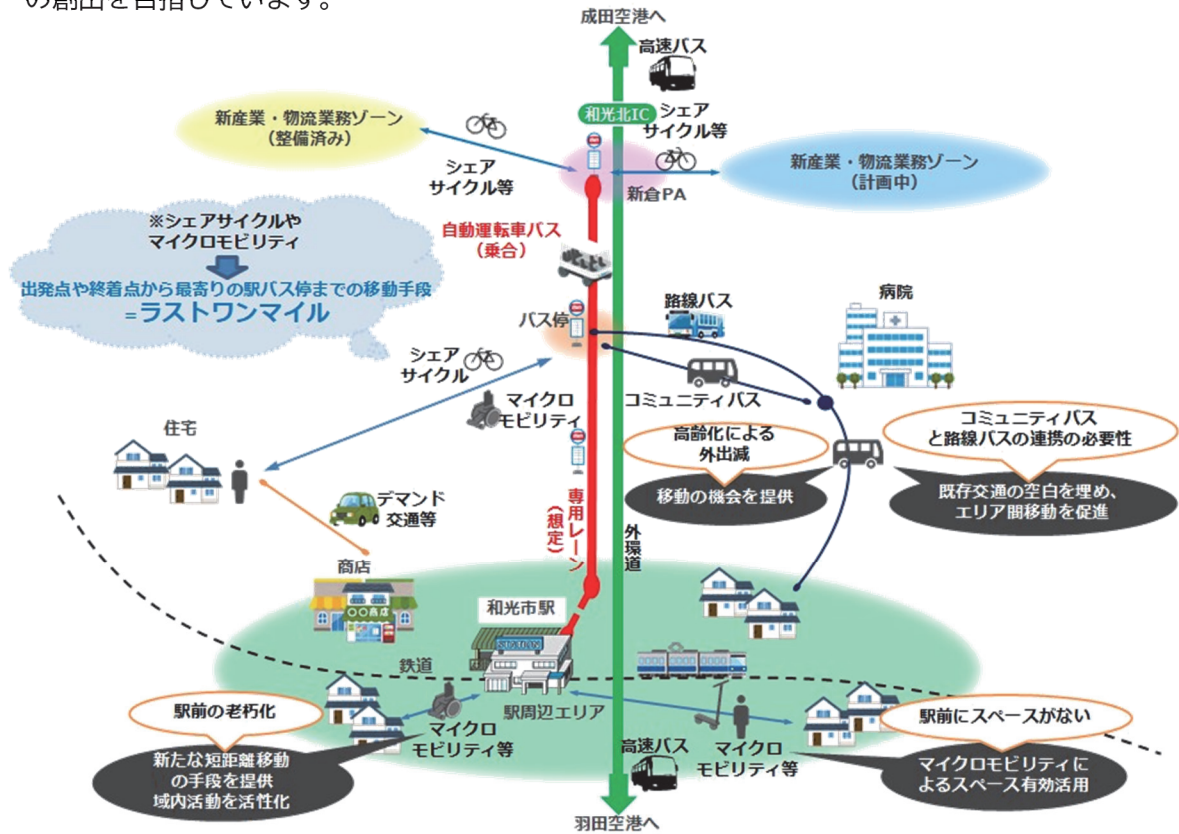
こうした中、様々な都市施設や住居がまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が公共交通によりこれら施設にアクセスできるなど、都市計画と公共交通が連携した『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えでまちづくりを進めていくことが重視されています。

(コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ
：国土交通省 HP)



コラム ～和光版 MaaS～

和光市では、高齢化社会に向けた福祉政策として、未来につなげる新しい試み「和光版 MaaS 交通弱者を含む全市民の移動の自由の確保」に取り組み、公共交通の利便性を高めて、外出機会の創出を目指しています。



(和光版 MaaS による課題解決イメージ：和光市資料)

3-4 公園・緑地・環境の方針

《目標との関係性》

①安全・安心

②生活

③移動

④経済

⑤デジタル技術

(1) 公園

<基本的な考え方>

荒川沿いの水辺や農地、丘陵部の樹林など、豊かな自然を生かし、特色あるレクリエーション・憩いの場を提供します。

都市公園においては、維持管理の状況を踏まえ、新たなみどりのパートナーを育成し、その活動をより活発にするために団体同士の連携を促進します。

① 拠点的な公園

和光樹林公園については、埼玉県と連携を図り有効活用を進めます。また、和光スポーツアイランドにおいて、ソフト面の機能充実を図るとともに、指定管理者制度を導入し、市民に憩いの場を提供します。

② 計画的な公園・緑地の整備

住宅地内の身近な公園・緑地については、利用状況を見据えた基盤整備を行います。また、計画段階からの市民参加を積極的に進め、市民ニーズに対応した公園づくりを進めます。

③ 魅力ある公園の管理・運営

都市公園の管理・運営については、指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）などの制度活用や地域と連携した管理・運営の検討を進めます。

また、都市公園において公園サポーター制度による美化活動などを支援するとともに、新たなみどりのパートナーを育成します。

(2) 緑地・湧水地

<基本的な考え方>

本市は、都心近郊にあって河川や樹林地・農地など自然環境に恵まれる都市となっていますが、都市化の進展に伴い緑地及び湧水地などの自然が徐々に失われつつあります。豊かな水とみどりの空間を、安全で快適な社会基盤や生物の貴重な生息地として保全します。また、市民協働を推進し、地域の中の既存のみどりや空間のストックを生かす取組を推進します。

① 緑地の保全推進

現存する緑地帯は崖地や斜面林などが多いため、緑地の安全点検や安全対策をふまえながら緑地保全を推進します。

丘陵部に残る斜面林、屋敷林、社寺林は、特別緑地保全地区や保存樹木の指定、市民緑地認定制度の活用などにより、適切に保全・育成を図り、市民との協働により武蔵野の面影が残るみどり豊かな住環境の基盤を形成します。

② 湧水地の保全推進

樹林下にしみ出る湧水地は、まちづくりの資源として市民との協働による保全・活用を推進します。

(3) 河川

<基本的な考え方>

市街化の進捗などにあわせ、雨水流出量に対応した適切な流下能力の確保や雨水貯留施設の設置を図ります。また、流域全体において、関係機関と協働で総合的かつ多層的な対策を推進するなど、水害に強い安全な都市基盤を形成します。

また、河川は都市に残された貴重な自然空間として、生態系の保全や都市にうるおいをもたらす良好な水辺景観を演出するなど、自然を生かした多自然型河川として活用を進めます。

新河岸川及び荒川は、川沿いの農地とあわせた広がりあるオープンスペースを確保するとともに、多自然化を推進します。

市内を流れる越戸川、谷中川及び白子川は、都市内に残された貴重な水辺空間として多自然化を推進し、生物の生息環境などを確保するとともに、市民にうるおいをもたらす身近な自然空間として活用を図ります。

(4) 農地

<基本的な考え方>

農地は貴重な緑地として位置づけるとともに、多面的な機能を生かして保全・活用していきます。

① 農地の保全

荒川沿いの農地部は、自然と調和した環境の形成や多様な生息環境の保全・再生のほか、防災に資するなど多面的な機能を備えています。そのため、市が設置する市民農園の充実を図るなど、市民の憩いの場を形成するとともに、自然とのふれあいの場として活用します。

② 生産緑地の追加指定

市街地に残された都市農地は、災害時の避難場所や雨水の貯留・浸透などの防災機能などを有しており、貴重な緑地としてまちづくりに生かすため、農地所有者と調整を図りながら、生産緑地への追加指定を行うなど、維持や保全を図ります。

(5) 環境負荷の少ないまちづくり

<基本的な考え方>

市街地整備に当たっては、みどり豊かなまちづくりや水循環などを推進し、気候変動及びその影響を軽減するための取組を推進します。

また、一定規模以上の開発においては、まちづくり条例に基づいて、みどり豊かなまちづくりを推進します。

① みどり豊かなまちづくり

みどり豊かな公園整備や街路樹などによる道路緑化を推進するとともに、新たなみどりのパートナーの育成による更なるみどりの維持や創出に取り組めます。また、民有地に新たなみどりを生み出す手法についても検討を進めます。

公的機関や住宅団地など規模の大きな施設・住宅が立地する国道 254 号南側のエリアでは、ゆとりある宅地外部空間を利用した、一体的かつ面的な植栽を誘導し、新しい武蔵野の森の形成を図ります。

② 水循環の推進

市街地整備などに際し、グリーンインフラの取組を進め、雨水浸透型の排水施設や透水性舗装により雨水の地下浸透を推進するとともに、既存住宅などに対しても雨水貯留槽の設置を促進することにより雨水流出を抑制し、植物の生育環境や地下水の保全を図ります。

③ 温室効果ガスの排出削減と再生可能エネルギーの活用促進

デジタル技術を活用したエネルギー消費の実態の見える化など、温室効果ガスの排出削減と太陽光などの再生可能エネルギーの活用を促進する取組を進めます。

コラム ～グリーンインフラ～

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方で、国土交通省では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、グリーンインフラに関する取組を推進しています。グリーンインフラに取り組むことにより防災・減災や地域振興など地域課題への対応、さらには持続可能な社会、質の高いインフラ投資に寄与します。

雨水貯留・浸透等による
気候変動・防災・減災対策



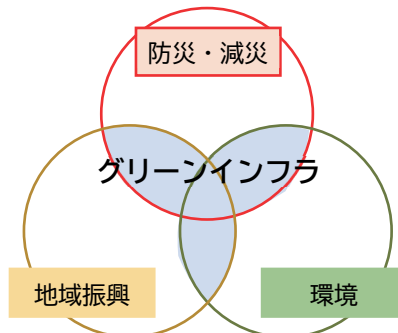
官民連携等による投資や人材
を呼び込む都市空間の形成



戦略的な緑・水の活用による
豊かな生活空間の形成



豊かな自然環境・景観・
生態系の保全による地域振興



(グリーンインフラストラクチャー資料、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム：国土交通省)

《公園・緑地・環境方針図》

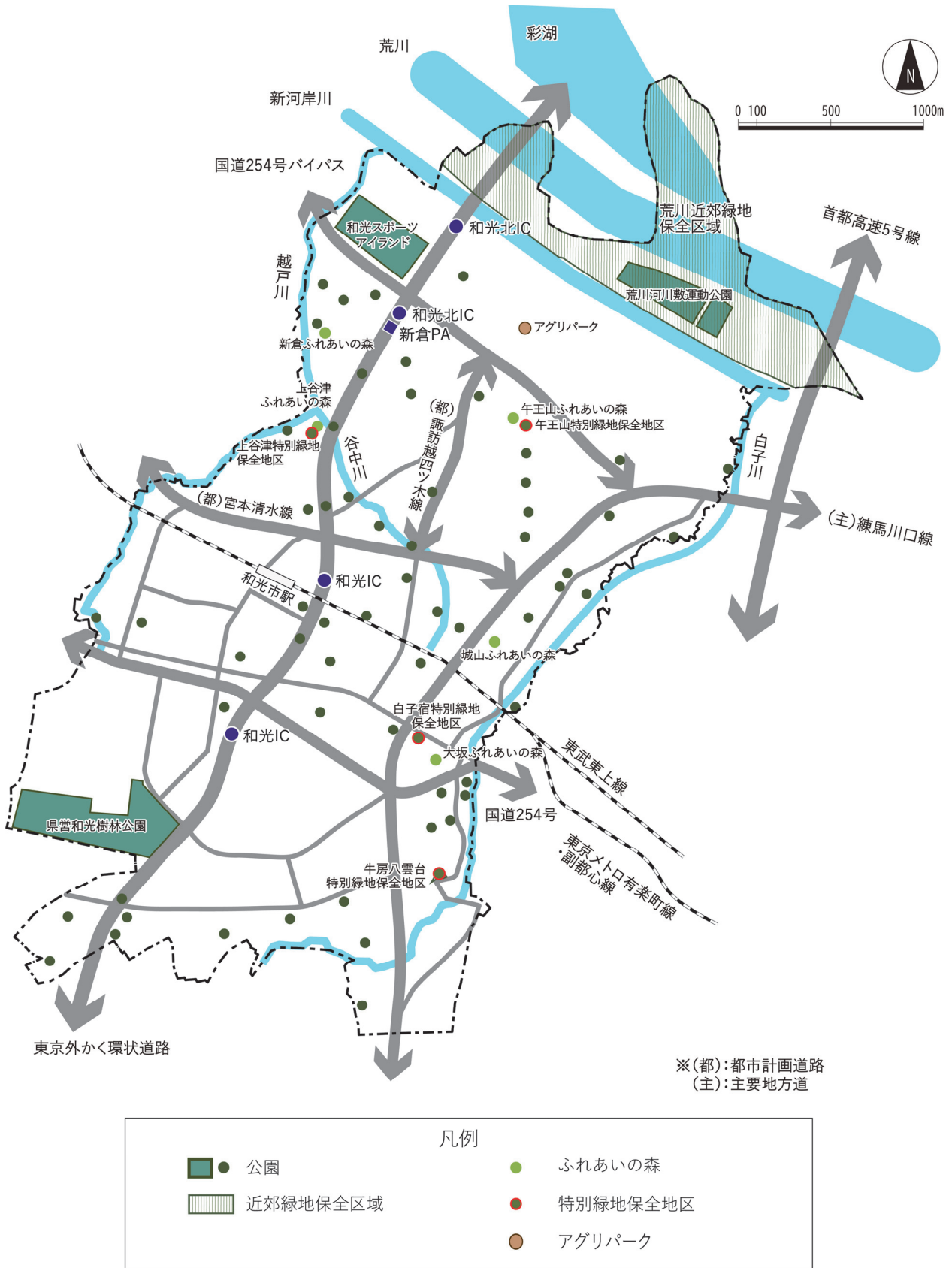


図 3-3 公園・緑地・環境方針図

3-5 都市防災の方針

《目標との関係性》

①安全・安心

②生活

③移動

④経済

⑤デジタル技術

(1) 災害時の都市機能確保

<基本的な考え方>

市街地火災などに対し、安全な避難が可能となるよう、適切な避難場所を確保するとともに、それらをネットワーク化する避難路の整備を進めます。また、隣接する自治体との災害時における相互応援に関する協定に基づき、広域避難場所の相互利用などを図るなど、災害時の連携体制を構築し、一層の安全性向上に努めます。

① 避難路の整備

各地点からの2方向避難が可能になるよう都市計画道路などの整備を推進し、市内の避難路網（道路幅員12m以上）を確立します。

避難路となる道路は沿道建物の耐震化の促進を図ります。

② 緊急避難路

緊急避難路については、防災性を一層向上させるよう沿道建築物の不燃化・耐震化、電線類の地中化、落下物対策、橋脚の耐震化などにより、人的被害の低減や通行遮断の防止を図り、避難路としての防災機能の向上を目指します。

③ 避難場所の整備

市街地火災などの避難場所として、広域避難場所である和光樹林公園を活用し、避難スペースとして避難者1人当たりおおむね2㎡以上を確保します。また、隣接する自治体との災害時における相互応援に関する協定に基づき避難場所や避難所の相互利用を図るなど、広域的な視点により、適切な避難体制の構築に努めます。

④ 防災機能の向上

生産緑地については、非常時の避難場所としての指定を推進するなど、市街地内の避難体制の充実に、積極的に活用します。

小・中学校、公民館及びコミュニティセンターなどを活用し、耐震・耐火構造による防災性強化を図るほか、市内にある国の施設や民間の宿泊施設などと協定を締結し、避難所の確保を図ります。また、防災倉庫や消防団車庫などの整備を進め、防災拠点としての機能の充実に努めます。

⑤ 災害に対する備えの意識

市民一人一人が自宅周辺の災害リスクを把握するとともに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめる「マイ・タイムライン」の作成・周知を徹底します。

⑥ 新たな生活様式に対応した避難所の運営

避難を要する災害と感染症などが同時発生する状況に対応するため、避難所における十分なスペースの確保など、避難所運営の新たな体制づくりや避難所開設・運営のマニュアルの見直しを進めます。

具体的には、自宅で避難する在宅避難や、近くの安全な場所に住む親戚などの家に避難する縁故避難など、分散避難の周知を図ります。また、市民、施設管理者と合同で感染症対策を想定した避難所開設・運営訓練を実施します。

(2) 災害に強いまちづくり

<基本的な考え方>

水害時の浸水や土砂災害などのリスクがある防災上危険な区域については、改善を図るとともに、開発抑制、移転の促進など土地利用制限を検討し、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全な都市づくりを進めます。

① 災害危険度が高い地域の改善

木造住宅が密集する地区や緊急車両の進入が困難な地区については、建築物の不燃化・耐震化や、消防・救急活動の円滑化などの観点から道路の拡幅やオープンスペースを確保するなど、地区の安全性の向上を図ります。

② 駅北口周辺の防災性向上

駅北口周辺における土地区画整理事業や市街地再開発事業に伴う駅前広場、道路及び公園などの公共施設並びに宅地の整備に当たっては、地域の防災性・安全性の向上を図り、良好な居住環境を形成します。

③ 急傾斜地安全対策

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域については、ハザードマップなどで危険性の周知を進めるとともに、土地所有者や管理者による安全対策の促進を図ります。さらに、土砂災害を防止・軽減するための対策支援を実施するとともに、埼玉県などと連携を図りながら崩壊防止対策を推進し、防災性の向上を図ります。

④ オープンスペースの確保

街区・近隣公園の適正な配置に努めるとともに、既設公園を活用し、雨水貯留機能を高めるなど、防災空間としての機能向上を図ります。

⑤ 延焼遮断帯の整備・保全

市街地火災での延焼拡大の防止や市街地の安全性を高める上で効果的な機能を有する農地、緑地などを保全します。

また、主要な道路において、延焼遮断帯として沿道整備、建築物の不燃化などを計画的に推進していきます。

(3) 水害に強いまちづくり

<基本的な考え方>

集中豪雨が引き起こす大規模な洪水など、想定外の水害リスクを踏まえた浸水対策や治水対策を推進します。

計画的な排水施設の維持・整備や雨水貯留槽の維持管理・設置促進など、水害予防対策に努めます。

① 河川施設、内水予防施設の整備

排水機場、排水ポンプ場、調整池、雨水貯留・浸透施設の整備を進めます。

② 保水機能の保全

遊水池・調整池の整備や公共下水道における雨水対策を進め、雨水を一度に河川へ流出させないようにします。

グリーンインフラの取組を進め、雨水浸透型の排水施設や透水性舗装により雨水の地下浸透を推進するとともに、住宅などに対しても雨水貯留槽の設置を促進します。

(4) 復興まちづくりの事前準備

<基本的な考え方>

大規模災害により甚大な被害が発生した場合に、被災直後から早期に復興まちづくりを進められるよう、平時から被災後の復興まちづくりについて検討し、準備しておく「復興事前準備」の取組を進めます。

復興まちづくりに対応できる市民や職員の人材育成など、復興体制の構築を図ります。

被災直後から復興まちづくりを円滑に進めるため、被災後のまちづくりの目標や進め方などについて事前に住民に示し、地区別に復興まちづくり方針を住民と検討するなど、復興事前準備を推進します。

コラム ～復興事前準備～

復興事前準備とは、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことをいいます。

平時から応急復旧対応などを事前に取り組んでおくことにより、被災後の**対応の軽減**が期待できます。

復興まちづくりトレーニングなどにより、復興まちづくりに対応可能な**人材の育成**が期待できます。

復興事前準備
の効果

復興まちづくりに向けた取組などを決めておくことで、復興までの**時間の短縮**が期待できます。

平時から課題分析、実施方針を検討しておくことで、**より良い復興の実現**が期待できます。

(復興まちづくりのための事前準備ガイドライン：国土交通省)

《都市防災方針図》

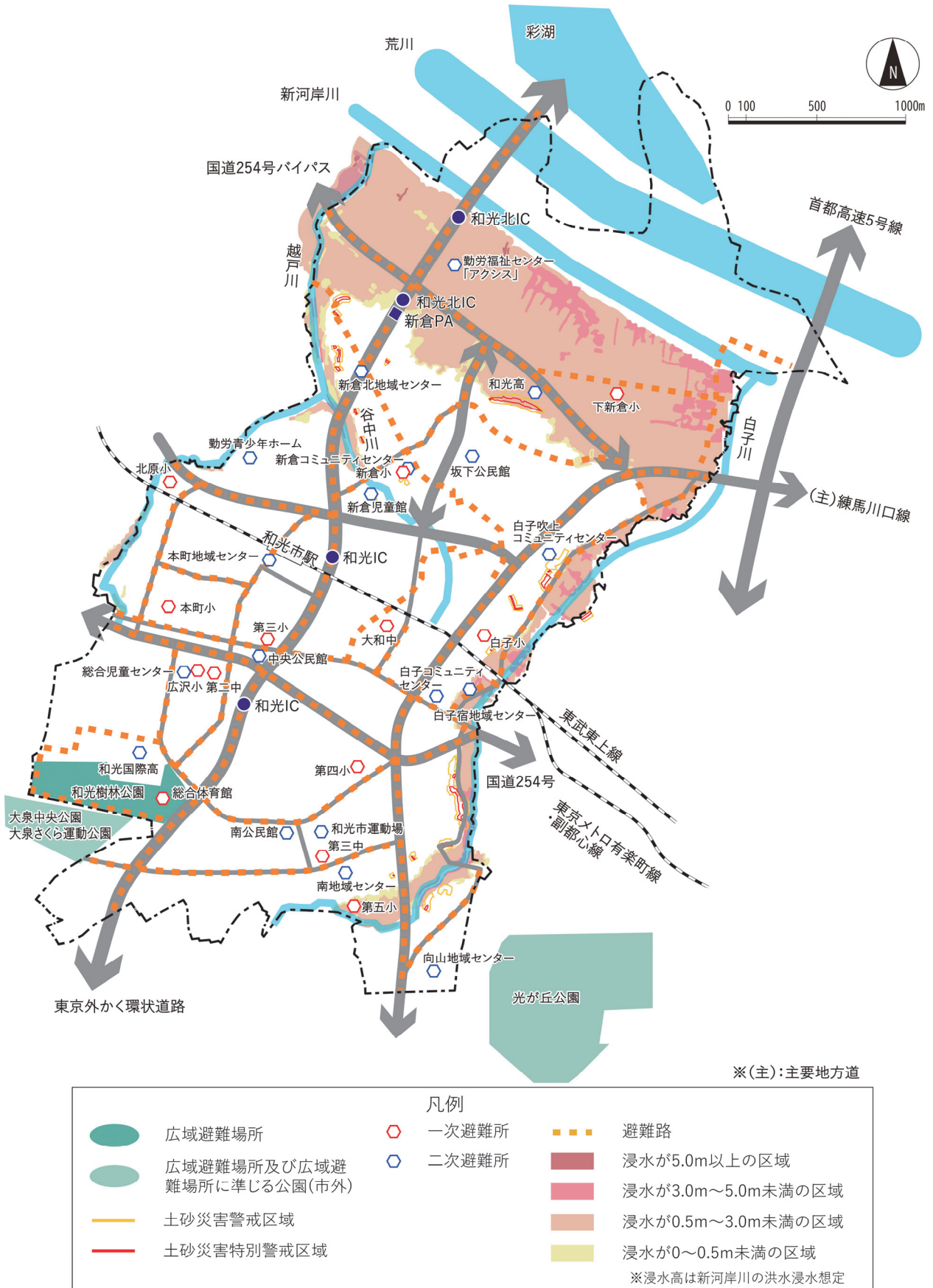


図 3-4 都市防災方針図

3-6 生活環境の方針

《目標との関係性》

①安全・安心

②生活

③移動

④経済

⑤デジタル技術

(1) 公共下水道

<基本的な考え方>

既成市街地における公共下水道未整備区域の早期整備に努めるとともに、市街化や新規開発などの動向に適切に対応した整備を進めていきます。

老朽化した施設については、重要度などを踏まえて計画的に更新するとともに、災害時でも汚水処理に支障をきたさないよう、耐震化などの災害対策を推進します。

① 雨水

新河岸川総合治水対策に基づく計画的な雨水排水施設の整備を進めていきます。雨水排水施設の未整備地区においては、まちづくり条例に基づく雨水貯留施設や浸透性排水施設の設置指導など、流出の抑制策を講じます。

② 汚水

市街化にあわせた汚水排水施設の整備を進め、生活排水などの適切な処理を図ります。

(2) 生活関連施設

<基本的な考え方>

余暇活動や生涯学習などの多様なニーズに対応するため、生活利便性の向上や文化・コミュニティ活動などを支える生活関連施設の機能充実を図ります。

また、小・中学校などの教育施設の解放を推進し、コミュニティの拠点として活用するとともに、学校建替えに関する準備を進めるなど、老朽化対策のための様々な方法を検討します。

① 生活支援施設

市民生活を支援する公益的な施設については、市民のニーズに応じて機能の適切な配置と施設の維持管理に努めます。

公益的な生活支援施設の整備に当たっては、市全体での機能分担を踏まえた施設の集約配置を進めながら、地域性を生かした施設相互の移動手段の確保やデジタル技術の導入などにより、利便性を確保します。

生活を支援するコミュニティ施設の維持管理と充実に努め、地区住民の交流の拠点として活用を図ります。

② 教育施設

児童・生徒数の動向に対応した学校施設の整備とデジタル技術の導入を進め、教育環境の充実に努めるとともに、施設の適正な配置に努めます。

教育施設では、感染症予防にも配慮しつつ、避難所・防災拠点としての機能を強化するとともに、校庭や体育館については、地域の拠点として積極的に活用します。校舎改築時には、関係機関との協議により通学路の安全対策に取り組みます。

③ ごみ広域処理施設

本市及び朝霞市のごみ処理施設の老朽化が進んでおり、ごみ処理能力の低下や維持管理コストの増加が課題となっています。将来にわたる安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進するため、本市及び朝霞市におけるごみ広域処理施設の整備を進めます。

(3) 空き家対策

<基本的な考え方>

適正な管理が行われないことで防犯・防災上の危険性が増加し、周辺的生活環境への悪影響や資産価値の低下につながることから、空き家の発生予防を図るとともに、民間団体などとの連携による空き家の活用を検討します。

空き家施設調査を考慮して、空き家などの適正管理や対策について検討します。

コラム ～空き家対策～

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のための対応が必要となっています。(空家等対策の推進に関する特別措置法第1条)

そのため、空き家にならないための予防対策も大切であり、以下の取組を進めています。

空き家予防のために

相続おしかけ講座

～ 将来、家族に負担をかけないための『相続ココだけの話』～

「自分に何かがあったとき・・・」「認知症になったとき・・・」

家族に負担をかけないために『今できること』って何だろう・・・。

そんな悩みに
お応えします！

相続や認知症への“備え”について

専門家が分かりやすく説明してくれる講座です

※「相続おしかけ講座」は、埼玉県、市町村、埼玉司法書士会、埼玉県行政書士会及び埼玉県住宅供給公社が協働して実施する事業です。

《生活環境方針図》

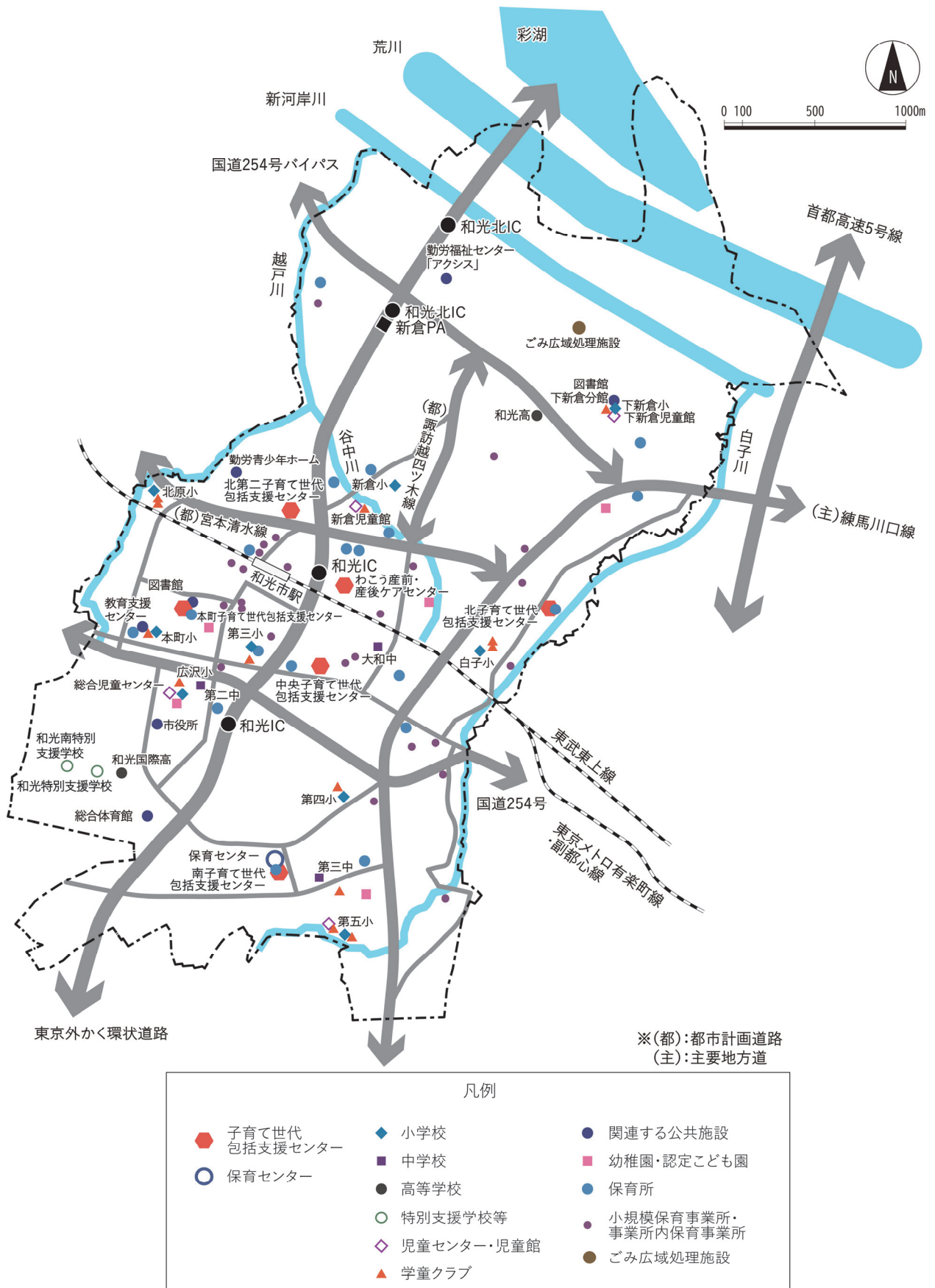


図 3-5 生活環境方針図

1 都市計画マスタープランの目的と位置づけ

2 都市ビジョン(まちづくりの基本理念)

3 分野別都市づくり方針

4 地域別構想

5 まちづくりの実現に向けて

6 参考資料

3-7 都市景観形成の方針

《目標との関係性》



(1) 和光らしい個性ある景観形成

<基本的な考え方>

本市は、都市と自然との調和を大切にする景観づくりに取り組んでおり、まちづくりにおいても、和光市らしさのある個性的なまちなみ、魅力あるまちへの愛着や誇り、みどり豊かな環境を次世代に引き継ぐ、景観形成を図ります。

なお、本市の良好なまちなみをアピールする場として、まちや住宅地における骨格的な景観軸と景観拠点において、まちのイメージを高める魅力的な景観の展開を図ります。

① まちなみの形成

市民生活及び産業活動の活性化に資する市街地景観の形成や、安らぎを感じる広々とした景観の保全により、都市と自然とが調和するまちなみの形成を図ります。

② 景観拠点の形成

本市の顔となる和光市駅周辺、豊かな自然及び歴史的資源を有する地区を景観拠点と位置づけ、重点的に景観形成を図ります。

●中心市街地景観の拠点

和光市駅周辺は、市民生活を支える中心市街地として、本市の玄関口及び本市全体の市街地構造の要となる中心市街地景観を形成します。

●緑の拠点

和光樹林公園などの公園・緑地は、周辺との調和や公園内外からの眺望に配慮します。低地と台地の境にある斜面林、点在する社寺林や屋敷林などのまとったみどりは、期待される機能に応じて、保全・維持していくことを目指します。

●歴史・文化の拠点

旧川越街道や白子宿などの宿場町の面影、社寺や古い民家などの建物は、歴史や文化を感じさせる地域資源として保存・継承するとともに、周辺の街路空間や住宅、みどりなどとの調和を図ります。

重要な歴史資源である午王山遺跡については、和光北インター東部地区の土地区画整理事業と連携した保護・活用を進めます。

③ 景観軸の形成

まちのイメージを高め、豊かなまちなみを印象づけるシンボリックな景観形成の場として、次の骨格的な景観軸の整備を図ります。

●シンボル軸

和光市駅前の商業業務地から和光樹林公園に至る道路をまちのシンボル軸として位置づけ、沿道のまちなみと一体となった、風格のある景観を形成します。

●住宅地景観軸

住宅地内の歩行者・自転車の安全性に配慮した道路では、みどりを基調に、きめ細やかで表情の豊かな住宅地やまちなみを展開します。

●河川景観軸

越戸川、谷中川、白子川、新河岸川及び荒川の周辺では、うるおいのある水辺空間と調和した景観を形成します。

●眺望景観軸

台地端から低地部を望む眺望景観や、低地部から台地端斜面林を見通すことができる眺望を確保します。

(2) 魅力ある都市景観の形成に向けて

<基本的な考え方>

良好な景観形成において重要な要素である景観重要建造物・景観重要樹木の支援方法について検討します。

午王山遺跡や和光市駅周辺などの景観拠点において、地域の景観特性に応じた屋外広告物の規制を行うため、屋外広告物条例について検討します。

なお、和光市景観計画の見直しとともに将来の都市景観形成の方針についても検討します。

コラム ～和光市駅南口駅前広場の景観形成方針～

「誰もが利用しやすい人に優しい空間づくりに配慮したバリアフリー・ユニバーサルな施設づくりを原則」とし、「駅前広場の共通項目」として色彩や公共サインのほか、「配置・規模」、「形態・意匠」、「みどりと調和」などにおける基本方針をとりまとめています。



デジタルサイネージによって
利用者が求める情報の集約

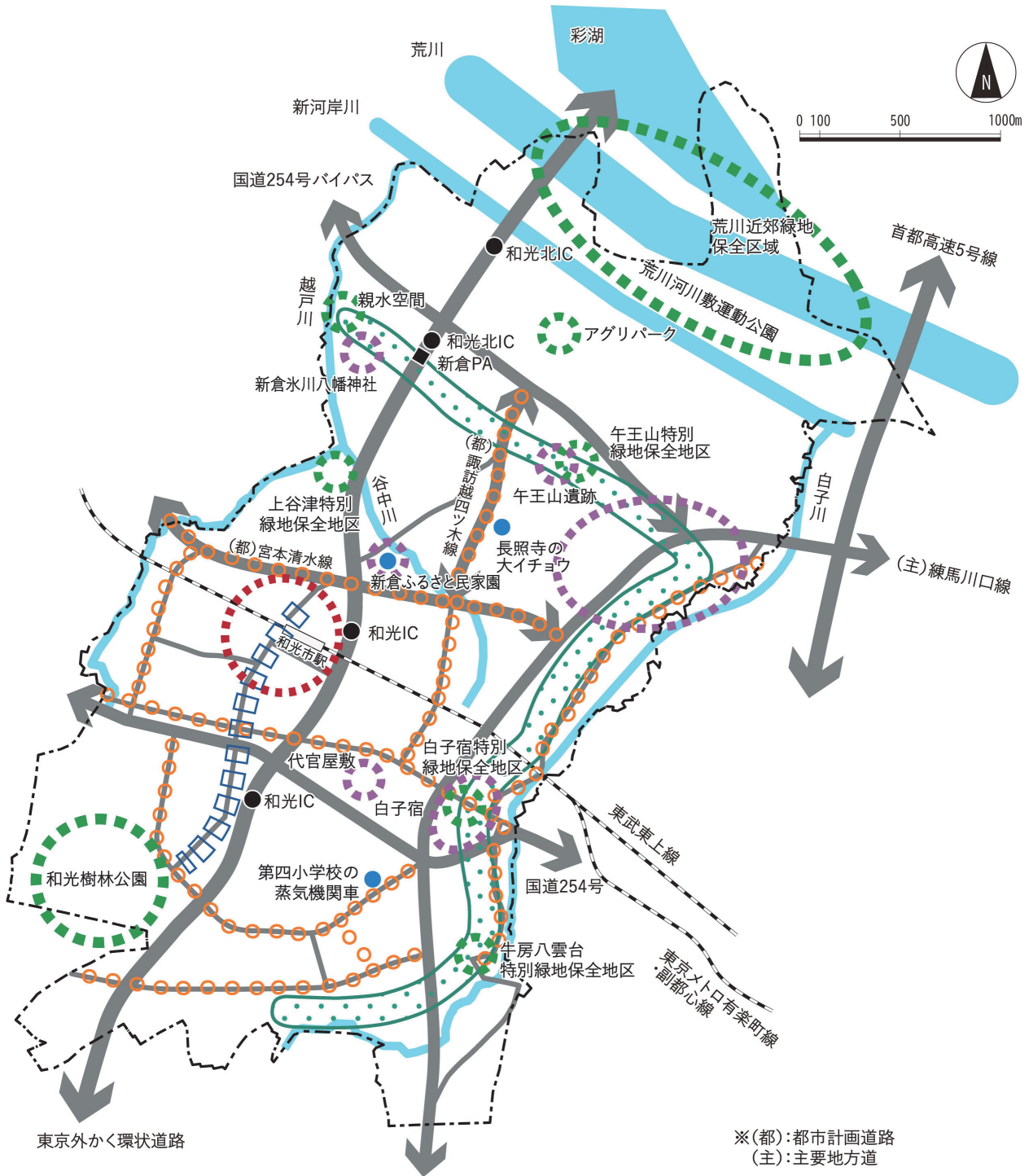


フラッグ共架に対応した
照明柱によるにぎわい演出



視認性・デザイン性に
配慮した公共サイン

《都市景観形成方針図》



東京外かく環状道路

※(都):都市計画道路
(主):主要地方道

凡例		
【景観拠点】	【景観軸】	
中心市街地景観の拠点	シンボル軸	景観資源
緑の拠点	住宅地景観軸	
歴史・文化の拠点	河川景観軸	
	眺望景観軸	

図 3-6 都市景観形成方針図